

□
収入
印紙 ㊞

単価契約書(案)

三重県(以下「甲」という)と

(以下「乙」という)とは、次の

条項により単価契約を締結する。

第1条 乙は、甲から次の業務を受託するものとする。

乙は、甲が引き渡す、三重県公共事業評価審査委員会議事を録音した音源(カセットテープまたはCD-R等)を反訳し、議事録原稿を作成する。

(1) 件名

平成26年度三重県公共事業評価審査委員会議事録作成業務委託

(2) 金額

1会議分の開会から閉会までの時間のうち、休憩時間を除く会議時間を合計し、会議10分あたりの反訳単価を 円とする。ただし、合計時間に生じる10分未満の端数については切捨てとする。

(3) 契約期間

平成26年 月 日から平成27年3月31日までとする。

(4) 契約保証金

免除

第2条 乙は、前条の業務を受託するものとし、甲及び乙は、信義に基づき誠実にこの契約を履行するものとする。

第3条 業務の受託に起因して生じた事故に対しては、すべて乙は責任を負わなければならない。ただし、事故の原因が甲の故意又は過失によるときは、乙はその責を負わないものとする。

第4条 乙は、議事録の反訳原稿(Wordまたは一字郎使用)の印刷物(A4用紙両面使用)1部、反訳原稿を記憶させた電子媒体(CD-R)1部を、録音した音源の受領後14日以内に甲に納品するものとする。

2 甲は、前項による成果品を受領したときは、成果品を受領した日から10日以内に委託業務の履行を確認するものとする。

3 甲は、前項による履行の確認後、速やかに乙に対して委託業務の履行を確認した旨、口頭により通知するものとする。

第5条 乙の従事者による業務上の行為は、すべて乙の責任とする。

第6条 乙は、この契約によって生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

第7条 乙は、業務実施に関し知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

第8条 乙は、第4条第3項による履行確認の通知を受けた部分について、その都度適法な支払請求書を提出し、甲は支払請求書の提出があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

なお、甲が支払う代金は、消費税及び地方消費税を外税で加算した金額とする。

2 甲の責に帰する理由により、前項の支払を遅延したときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき、政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

第9条 乙はその責に帰する理由により第4条に規定する納入期限を経過して成果品を納入したときは、違約金を甲に支払わなければならない。

ただし、天災地変等その責に帰することができない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、納入期限の翌日から起算して甲が成果品の引き渡しを受けた日までの遅延日数に応じ、納入遅滞となった当該発注にかかる委託料に政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率を乗じた額を遅滞違約金として甲に支払うものとする。

第10条 乙が次の各号の一に該当するときは、甲は催促をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため、乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙が業務を粗雑にするなど不誠実な行為があったとき。
- (3) 甲の行う業務の検査、監督に際し、その職務遂行を乙が妨げ又は妨げようとしたとき。
- (4) 乙が契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
- (6) 三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

2 前項により契約を解除した場合、乙に既履行の部分があるときは、甲において調査し甲の認定した相当代価を乙に支払うものとする。

第11条 乙がこの契約条項に違反し、その他故意又は過失により甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

第12条 この条項に定めるもののほか、この契約履行に関しては、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）に定めるところによる。

2 この契約に定めのない事項については、「三重県公共事業評価審査委員会議事録作成業務仕様書」の定めるところにより、当該仕様書においても定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名、押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年 月 日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

乙

別 記**「個人情報の取扱いに関する特記事項」****(基本的事項)**

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(利用及び提供の制限)

第3条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例第13条、第68条、第69条及び第72条の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託の相手方

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約

七 再委託先の相手方の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとと

もに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第6条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第8条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。